

成田市幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、市内に設置された幼稚園型認定こども園の設置者に対し、予算の範囲内において幼稚園型認定こども園運営費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、幼稚園型認定こども園の健全な運営を促進し、もって幼稚園型認定こども園に入園している児童の処遇向上を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関

内閣府

する基準（平成26年文部科学省告示第2号）第1の1に規定する幼稚園  
厚生労働省

型認定こども園をいう。

- (2) 児童 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）  
第4条第1項第1号に規定する乳児及び同項第2号に規定する幼児をいう。  
(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業及び経費は、別表に定めるとおりとし、補助金の額は、幼稚園型認定こども園1園ごとに同表の補助対象事業の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に定める経費について、同表の算定基準の欄に定める方法により算定した額の合計額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請額算定内訳書
- (2) 補助対象経費明細書
- (3) 収支予算書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、

補助金の交付の可否を決定し、幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更の申請）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金に係る事業の内容を変更しようとするときは、速やかに幼稚園型認定こども園運営費等補助金変更申請書（別記第3号様式）に第4条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

（変更の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、幼稚園型認定こども園運営費等補助金変更決定・却下通知書（別記第4号様式）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（実績の報告）

第8条 交付決定者は、補助金に係る事業が完了したときは、幼稚園型認定こども園運営費等補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（確定の通知）

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、幼稚園型認定こども園運営費等補助金確定通知書（別記第6号様式）により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付請求書（別記第7号様式）により市長に請求しなければならない。

（概算払）

第11条 交付決定者は、補助金の概算払を受けようとするときは、幼稚園型認定こども園運営費等補助金概算払請求書（別記第8号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた者があるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ

る。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第9条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

(返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(確認等)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表

補助対象事業	補助対象経費	算定基準
幼稚園型認定 こども園運営 費補助事業	主食費 3歳以上の児童に対し主食 を無償で提供した場合に要 する経費	実支出額と児童1人当 り月額450円に各月初 日現在の3歳以上の児童 数を合計した児童数を乗 じて得た額とを比較し て、いずれか少ない方の 額
	児童処遇改善費 布団乾燥消毒費，児童の傷 害保険加入に要する掛金， 細菌検査料等の上記以外の 児童の保育に必要な経費	児童1人当たり月額 2,000円に各月初日 現在の児童数を合計した 児童数を乗じて得た額
保育士処遇改 善費補助事業	「千葉県保育士処遇改善事 業実施要綱（平成29年8 月23日子第891号）」 に基づき実施される事業に 要する経費	「千葉県保育士処遇改善 事業費補助金交付要綱 （平成29年8月23日 子第891号）」第4条 に規定する選定額に相当 する額（「千葉県保育士 処遇改善事業実施要綱」 第4条に規定する職員 （以下この項において 「対象保育士」とい う。）1人につき月額 20,000円を限度と する。）
	保育士の処遇改善に要する 経費	4月1日から当該年度の 末日まで継続して市内の 法第35条第4項の規定 により設置された法第 39条第1項に規定する 施設，子ども・子育て支 援法（平成24年法律第 65号）第7条第6項に 規定する家庭的保育を行

		<p>う事業所，同条第7項に規定する小規模保育（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業として行われる保育を含む。）を行う事業所，子ども・子育て支援法第7条第9項に規定する事業所内保育を行う事業所（市長の確認（同法第43条第1項の規定による確認をいう。）を受けたものに限る。）又は幼稚園型認定こども園（以下この項において「施設等」という。）に勤務した対象保育士が，同日の翌日を基準日として，次に掲げる常勤の保育士として市内の公立保育園（法第35条第3項の規定により本市が設置する法第39条第1項に規定する施設をいう。）及び市内の施設等に勤務した期間を通算した年数の区分に応じ，それぞれ定める額に，当該区分に該当する対象保育士の数を乗じて得た額</p> <p>(1) 1年以上3年以下 年額 36,000円</p> <p>(2) 4年以上6年以下 年額 72,000円</p> <p>(3) 7年以上9年以下</p>
--	--	---

		<p>年額 108,000円</p> <p>(4) 10年以上12年以下 年 額 144,000円</p> <p>(5) 13年以上 年額 180,000円</p>
延長保育事業	「延長保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」別紙「延長保育事業実施要綱」に基づき実施される事業に要する経費	「子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知）」別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」第4条第1号の規定により選定した額
一時預かり事業	「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日27文科初第238号・雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」別紙「一時預かり事業実施要綱」に基づき実施される事業に要する経費	
地域子育て支援拠点事業	「地域子育て支援拠点事業の実施について（平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に基づき実施される事業に要する経費	
保育環境改善等事業	「認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日雇児発	「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月

	<p>0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」別添5「保育環境改善等事業実施要綱」3(1)及び(2)(④を除く。)に定める事業に要する経費</p>	<p>17日厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知)」別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」4(1)①アの規定により選定した額</p>
<p>保育士宿舎借上げ支援事業</p>	<p>「保育人材確保事業の実施について(平成29年4月17日雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」別紙「保育士宿舎借り上げ事業実施要綱」に基づき実施される事業に要する経費</p>	<p>「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」4(1)①アの規定により選定した額に100分の75を乗じて得た額</p>

[別記様式 略]